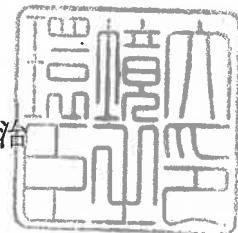


環水大土発第 1809111 号
平成 30 年 9 月 11 日

農業資材審議会長
茶園成樹 殿

環境大臣
中川 雅治



農薬登録保留基準の変更に係る意見聴取について（諮問）

農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）の施行に伴い、「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年農林省告示第 346 号）を別紙のとおり変更することについて、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺う。

(別紙) 昭和四十六年農林省告示第三百四十六号(農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件)改正案新旧対照表

改 正 案

現 行

一 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法(以下「法」という。)第四条第一項第六号(同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとする。

イ 法第三条第二項第三号(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)に当該農薬の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「成分物質等」)(食品衛生法第十一条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。以下同じ。)と同等の毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。以下同じ。)であつて、当該農作物等又はその加工品の飲食用品が食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一條第一項の規定に基づく規格(当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準。口並びに次号ロ及びハにおいて同じ。)に適合しないものとなること。

二 百三十三号)第十一條第一項の規定に基づく規格(当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準。

一 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法(以下「法」という。)第三条第一項第四号(同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとする。

イ 法第二条第二項第三号(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等又はその加工品の飲食用品が食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一條第一項の規定に基づく規格(当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準。口並びに次号ロ及びハにおいて同じ。)に適合しないものとなること。

づき環境大臣が定める基準。口並びに次号口及びハにおいて同じ。）に適合しないものとなること。

口 法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い家畜の飼料の用に供される農作物等を対象として当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物等に成分物質等が残留する農薬であつて、当該農作物等を供して生産される畜産物（家畜の肉、乳その他の食用に供される生産物をいう。以下同じ。）に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（当該畜産物が食品衛生法第十二条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

口 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い家畜の飼料の用に供される農作物等を対象として当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物等に当該農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「成分物質等」）（食品衛生法第十二条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。以下同じ。）が残留する農薬（その残存量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。）であつて、当該農作物等を給与した家畜から生産される畜産物（家畜の肉、乳その他の食用に供される生産物をいう。以下同じ。）に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（当該畜産物が食品衛生法第十二条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

二 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、法第四条第一項第七号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

イ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する

二 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、法第三条第一項第五号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

イ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する

期間がほ場試験において百八十日未満である農薬以外の農薬であつて、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物に当該農地の土壤の当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（食品衛生法第十一條第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

ロ 当該農薬の成分物質等の土壤中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬であつて、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される農作物に当該農地の土壤の当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（当該農作物又はその加工品の飲食用品が食品衛生法第十一條第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

ハ 当該農薬の成分物質等が土壤中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満であり、かつ、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年

期間がほ場試験において百八十日未満である農薬以外の農薬であつて、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物が当該農地の土壤の当該農薬の使用に係る汚染により汚染されることとなるもの（食品衛生法第十一條第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

ロ 当該農薬の成分物質等の土壤中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬であつて、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される農作物が汚染されることとなるもの（その汚染に係る農作物又はその加工品の飲食用品が食品衛生法第十一條第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

ハ 当該農薬の成分物質等が土壤中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満であり、かつ、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年

以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該農薬の成分物質等が残留する農薬であつて、当該農作物等を供して生産される畜産物に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（当該畜産物が食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

三 法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用することにより、当該農薬が公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に流出し、又は飛散した場合に水産動植物の被害の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「水産動植物被害予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合は、法第四条第一項第八号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

四 法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用したことであつて、当該農薬が公共用水域に流出し、又は飛散することにより、次の要件のいずれかを満たすときは

以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該農薬の成分物質等が残留する農薬（その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。）であつて、当該農作物等を給与した家畜から生産される畜産物に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（当該畜産物が食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

三 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用することにより、当該農薬が公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に流出し、又は飛散した場合に水産動植物の被害の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「水産動植物被害予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合は、法第三条第一項第六号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

四 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用したことであつて、当該農薬が公共用水域に流出し、又は飛散することにより、次の要件のいずれかを満たすときは

、法第四条第一項第九号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

イ～二 （略）

備考

1
（略）

2 水産動植物被害予測濃度は、当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、次の要件のすべてを満たす地点の河川の水中における当該種類の農薬の成分の濃度を予測することにより算出するものとする。

イ
（略）

ロ 当該地点より上流の流域内の農地の面積が、水田にあつては概ね五百ヘクタール、畑地等にあつては概ね七百五十ヘクタールであること。

3 水質汚濁予測濃度は、当該種類の農薬が、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に予測されるほ場から公共用水域への流出水中における当該種類の農薬の成分の濃度の十分の一に相当する濃度に当該農薬の公共用水域への飛散を勘案して算出するものとする。

、法第三条第一項第七号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

イ～二 （略）

備考

1
（略）

2 水産動植物被害予測濃度は、当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、次の要件のすべてを満たす地点の河川の水中における当該種類の農薬の成分の濃度を予測することにより算出するものとする。

イ
（略）

ロ 当該地点より上流の流域内の農地の面積が、水田にあつては概ね五百ヘクタール、畑地等にあつては概ね七百五十ヘクタールであること。

3 水質汚濁予測濃度は、当該種類の農薬が、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に予測されるほ場から公共用水域への流出水中における当該種類の農薬の成分の濃度の十分の一に相当する濃度に当該農薬の公共用水域への飛散を勘案して算出するものとする。

別表

別表

第一

ほ場試験

一

試験ほ場

第一

ほ場試験

一 試験ほ場

(一) 試験ほ場の選定

試験ほ場は、供試農薬が畠地又は樹園地において使用される場合にあつては畠地として利用されてきたほ場、水田において使用される場合にあつては水田として利用されてきたほ場とし、イからニまでに適合し、かつ、土壤の特性の異なるものを二箇所以上選定するものとする。ただし、やむを得ない事情により土壤の特性の異なるほ場を選定できない場合にあつては、気象その他土壤の特性以外の条件の異なるほ場を選定して試験ほ場とができる。

イ 試験ほ場が畠地の場合にあつては黒ぼく土からなるほ場を、試験ほ場が水田の場合にあつては灰色低地土からなるほ場を一箇所含むこと。

ロ・ハ (略)

二 試験ほ場が畠地の場合にあつては散布した農薬が表面流出するような傾斜及び明瞭な亀裂がなく、試験ほ場が水田の場合にあつては漏水が少なく通常の水管理が実施できること。

(二) 試験ほ場の管理

試験ほ場が水田の場合にあつては、落水させず、表面流出しないように管理するものとする。

(二) 試験ほ場の選定

試験ほ場は、供試農薬が畠地又は樹園地において使用される場合にあつては畠地として利用されてきたほ場、水田において使用される場合にあつては水田として利用されてきたほ場とし、イからニまでに適合し、かつ、土壤の特性の異なるものを二箇所以上選定するものとする。ただし、やむを得ない事情により土壤の特性の異なるほ場を選定できない場合にあつては、気象その他土壤の特性以外の条件の異なるほ場を選定して試験ほ場とができる。

イ 試験ほ場が畠地の場合にあつては黒ぼく土からなるほ場を、試験ほ場が水田の場合にあつては灰色低地土からなるほ場を一箇所含むこと。

ロ・ハ (略)

二 試験ほ場が畠地の場合にあつては散布した農薬が表面流出するような傾斜及び明瞭な亀裂がなく、試験ほ場が水田の場合にあつては漏水が少なく通常の水管理が実施できること。

(二) 試験ほ場の管理

試験ほ場が水田の場合にあつては、落水させず、表面流出しないように管理するものとする。

(三) (略)

二 試験の手順

(一) 農薬の使用

イ 農薬の使用回数は一回とし、当該農薬に係る法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載のうち供試農薬を使用することができる総回数（以下「申請総回数」という。）が一回の場合にあつては一回の使用で含まれる有効成分の最大量を、当該農薬に係る申請総回数が複数回の場合にあつては一回の使用で含まれる有効成分の最大量の二倍の量を目安に投下する。ただし、使用量が少量であり、土壤中の有効成分の残留量の分析又は推定半減期の算出が困難となる場合には、分析又は算出が可能となる程度まで投下量を増加させるものとする。

ロ 希釀して使用する農薬の十アール当たりの散布液量は、試験ほ場が畑地の場合にあつては三百リットル、試験ほ場が水田の場合にあつては百五十リットルを目安とする。

ハ (略)

(二) 試料の採取

イ 採取の方法

試料は、試験ほ場ごとに、一回の採取において、均等に採取できる八以上の地点（二回目以降の採取において

(三) (略)

二 試験の手順

(一) 農薬の使用

イ 農薬の使用回数は一回とし、当該農薬に係る法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載のうち供試農薬を使用することができる総回数（以下「申請総回数」という。）が一回の場合にあつては一回の使用で含まれる有効成分の最大量を、当該農薬に係る申請総回数が複数回の場合にあつては一回の使用で含まれる有効成分の最大量の二倍の量を目安に投下する。ただし、使用量が少量であり、土壤中の有効成分の残留量の分析又は推定半減期の算出が困難となる場合には、分析又は算出が可能となる程度まで投下量を増加させるものとする。

ロ 希釀して使用する農薬の十アール当たりの散布液量は、試験ほ場が畑地の場合にあつては三百リットル、試験ほ場が水田の場合にあつては百五十リットルを目安とする。

ハ (略)

(二) 試料の採取

イ 採取の方法

試料は、試験ほ場ごとに、一回の採取において、均等に採取できる八以上の地点（二回目以降の採取において

は、既に採取した地点から五十センチメートル以上離れた地点（から、試験ほ場が畑地の場合にあつては地表面から十センチメートルの深さまで）の土壤及び十センチメートルの深さから二十センチメートルの深さまでの土壤を、試験ほ場が水田の場合にあつては地表面から十センチメートルの深さまで（の土壤及び田面水を、内径五センチメートル以上の採土管により採取し、それぞれ均一に混合したものとする。この場合において、試験ほ場が水田であるときは、土壤と水層の境界面を攪乱しない方法で、土壤及び田面水をそれぞれ採取する。

ロ・ハ (略)

(三) 試料の分析

試料の分析は、畑地にあつては採取した層ごとに、水田にあつては土壤と田面水を分けて、次に掲げる方法により行う。

イ (略)

ロ 分析方法

分析方法は、必要な精度、定量限界及び回収率を有するものとし、分析対象物質の残留量は、試料が土壤の場合にあつては乾土当たりの重量比で、試料が田面水の場合にあつては試験ほ場の田面水に含まれる農薬の量で表わす。

は、既に採取した地点から五十センチメートル以上離れた地点（から、試験ほ場が畑地の場合にあつては地表面から十センチメートルの深さまで）の土壤及び十センチメートルの深さから二十センチメートルの深さまでの土壤を、試験ほ場が水田の場合にあつては地表面から十センチメートルの深さまで（の土壤及び田面水を、内径五センチメートル以上の採土管により採取し、それぞれ均一に混合したものとする。この場合において、試験ほ場が水田であるときは、土壤と水層の境界面を攪乱しない方法で、土壤及び田面水をそれぞれ採取する。

ロ・ハ (略)

(三) 試料の分析

試料の分析は、畑地にあつては採取した層ごとに、水田にあつては土壤と田面水を分けて、次に掲げる方法により行う。

イ (略)

ロ 分析方法

分析方法は、必要な精度、定量限界及び回収率を有するものとし、分析対象物質の残留量は、試料が土壤の場合にあつては乾土当たりの重量比で、試料が田面水の場合にあつては試験ほ場の田面水に含まれる農薬の量で表わす。

三 判定

ほ場試験において当該農薬の成分物質等の残留量（水田の場合にあつては、土壤中及び田面水中の成分物質等の合計量。以下同じ。）が土壤中において二分の一に減少する期間が百八十日未満である旨の判定は、試験ほ場ごとに、次に定めるところによる検討に基づいて行うものとする。この場合において、有効成分が複数であるときは、有効成分ごとの成分物質等で判定する。

イ・ロ （略）

三 判定

ほ場試験において当該農薬の成分物質等の残留量（水田の場合にあつては、土壤中及び田面水中の成分物質等の合計量。以下同じ。）が土壤中において二分の一に減少する期間が百八十日未満である旨の判定は、試験ほ場ごとに、次に定めるところによる検討に基づいて行うものとする。この場合において、有効成分が複数であるときは、有効成分ごとの成分物質等で判定する。

イ・ロ （略）

